

2020/9/10 面談資料

事業者意見・提案の抽出結果

(A項目)

〔 審査実績を踏まえ、規制基準で明確にすることが望ましいもの 〕

(改1)

・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

No.	条一項一号等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	<p>第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>第3項第2号</p>	<p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視することができるものとする。</p>	<p>『以下「パラメータ」という。』とあるが、明確に定義されておらず、第二条 定義に「パラメータ」を記載して頂きたい。</p> <p>なお、技術基準規則第七十三条(計装設備)に記載の「パラメータ」は、設置許可基準規則第十六条を呼び込んでいることから、併せて技術基準規則第二条へ定義を追加して頂きたい。</p> <p>【設置許可基準規則 見直し案】 (定義) 第二条 第二項 <u>四十二 「パラメータ」とは、温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項をいう。</u></p> <p>(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) 第十六条 第三項 二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視することができるものとする。 ※解釈も同様に修正。</p> <p>【技術基準規則 見直し案】 (定義) 第二条 第二項 <u>五十六 「パラメータ」とは、設置許可基準規則第二条第二項第四十二号に規定するパラメータをいう。</u></p> <p>(計装設備)第七十三条 第一項 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。</p>

No.	条一項一号等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
2	第37条 (重大事故等の拡大の防止等) 解釈 2-4	(原子炉格納容器の破損の防止) 2-4 上記2-3(f)の「原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること」とは、以下の要件を満たすこと。 (a)原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であること	BWRでは、事象発生当初に格納容器内の水素濃度及び酸素濃度がドライ条件で左記の基準を超えるが、水蒸気が大量に存在するため、ウェット条件では爆轟基準に到達していない。審査では、この条件において水素爆轟が発生しないことが認められており、基準の記載を見直して頂きたい。 【審査実績の例】 柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(6号及び7号原子炉施設の変更)について(原規規発第1712272号 平成29年12月27日) 「添付書類十 7.2.4.2 格納容器破損防止対策の有効性評価」に上記方針を記載。 【解釈 見直し案】 (a) 原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して13vol%以下又は酸素濃度がドライ条件に換算して5vol%以下であること。ただし、ウェット条件で水素濃度が13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であり、格納容器スプレイ等により水蒸気が急速に凝縮した場合を想定しても水素爆轟に至らないことが示された場合はこの限りではない。
3	第37条 (重大事故等の拡大の防止等) 解釈 3-2 解釈 4-2	(使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷の防止) 3-2 第3項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたもの」とは、想定事故1及び想定事故2に対して、以下の評価項目を満足することを確認したものをいう。 (a)燃料有効長頂部が冠水していること。 <u>(b)放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。</u> (c)未臨界が維持されていること。 (運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止) 4-2 第4項に規定する「運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたもの」とは、想定する運転停止中事故シーケンスグループに対して、以下の評価項目を満足することを確認したものをいう。 (a)燃料有効長頂部が冠水していること。 <u>(b)放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。</u> (c)未臨界を確保すること(ただし、通常の運転操作における臨界、又は燃料の健全性に影響を与えない一時的かつ僅かな出力上昇を伴う臨界は除く。)。	放射線の遮蔽が維持される水位やその基準について明確でなく、審査において、著しい損傷防止対策と関係ない事故発生時に現場にいた作業員の退避における放射線遮蔽の議論になったことがある。審査の適正化を図るために、例えば以下のように、明確に解釈に記載し頂きたい。 【審査実績の例】 柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(6号及び7号原子炉施設の変更)について(原規規発第1712272号 平成29年12月27日) 「添付書類十 7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故」に上記方針を記載。 【解釈 見直し案】 (使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷の防止) 3-2 <u>(b)放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。</u> <u>(放射線の遮蔽が維持される水位とは、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置に対して、放射線により作業等が阻害されないために必要となる水位をいう)</u> (運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止) 4-2 <u>(b)放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。</u> <u>(放射線の遮蔽が維持される水位とは、運転停止中原子炉内燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置に対して、放射線により作業等が阻害されないために必要となる水位をいう)</u>

No.	条一項一 号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
4	<p>第43条 (重大事故等対処設備)</p> <p>解釈 3</p>	<p>【条文】 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。 五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>【解釈】 3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。</p> <p>【参考】 設置許可基準規則(40条) 第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備については、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにするとともに、重大事故等対処設備の一部に影響が出る場合もあり得るが、複数個所に分散して配置することで重大事故に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計としている。現状の解釈では、重大事故等対処設備に悪影響が出ないようこの記述になっており、上記審査経験を踏まえ、重大事故等対処設備の機能に影響を与えないとの表現にして頂きたい。</p> <p>【解釈 見直し案】 3 第1項第5号に規定する「他の設備に対して悪影響を及ぼさない」とは、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないだけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさないことも含む。</p>
5	<p>第54条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p>	<p>発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>審査において、現実的な条件として使用済燃料貯蔵槽内の制御棒の存在や燃焼に伴うウラン等の減損を考慮しており、これらの評価条件を解釈に明確化して頂きたい。</p> <p><審査実績> 大飯3、4号の使用済燃料ピットの未臨界性評価では、燃料の燃焼度に応じた貯蔵領域を設定し燃料を管理することとしており、未臨界性評価においては各貯蔵領域に、当該領域に貯蔵できる最大反応度の燃料が全ラックに貯蔵されるという保守性を有しつつ、燃焼燃料に対しては燃焼による反応度低下効果を考慮した条件で許可を得ている。 また高浜1、2号の使用済燃料ピットの未臨界性評価では、制御棒の中性子吸収効果を考慮した場合の評価を実施しており、使用済燃料ピットでの燃料管理においては大飯3、4号炉での管理条件に加え、制御棒等の有無を追加することで許可を得ている。 実際の燃料は、燃焼に伴いウランが減損する上に、使用済燃料ピット内には実際に中性子吸収効果がある制御棒が配置されているため、適切な保守性を踏まえて考慮することに技術的問題はない、また、いずれの許可も、保安規定において燃料配置を管理することを明記しており、評価の前提条件を、運用段階で遵守しているため、燃焼度や制御棒を評価において考慮しても問題はない。</p> <p>【審査実績の例】 大飯発電所の発電用原子炉の設置変更(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)について(原規規発第1705242号 平成29年5月24日) 本文五号「二. 核燃料物質取扱設備及び貯蔵施設の構造及び設備 (2)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (ii)使用済燃料貯蔵設備」に上記方針を記載。</p> <p>【解釈 見直し案】 5 第1項及び第2項の臨界防止の評価にあたっては、使用済燃料貯蔵槽内の制御棒等を考慮してもよい。また、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体は、燃焼に伴うウラン等の減損を考慮してもよい。</p>

・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈

No.	条一項一号等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	第35条 (安全保護装置) 解釈 4 (4)	(4) JEAC4620の4. 5及び解説-6の適用に当たっては、デジタル安全保護系は、試験時を除き、計測制御系からの情報を受けないこと。試験時に、計測制御系からの情報を受ける場合には、計測制御系の故障により、デジタル安全保護系が影響を受けないよう措置を講ずること。 (以下省略)。	省令62号の解釈の第22条「安全保護装置」において、左記下線部は「試験時を除き計測制御系からの情報を受けないこと、又は計測制御系からの情報を受ける場合には、計測制御系の故障により、デジタル安全保護系が影響を受けないよう措置を講ずること。」と記載されていたが、現行の技術基準規則になる際に記載が変更された。 実際の設計においては、例えばATWS対策設備およびソフトウェア共通要因故障対策の多様化設備では、計測制御系から安全保護系に試験時だけでなく常に作動信号を接続することで所要の機能を実現しており、本解釈に沿った設計にはなっていない。 以上を踏まえ、左記下線部を、省令62号の解説の文章に戻し以下として頂きたい。 【解釈 見直し案】 「試験時を除き計測制御系からの情報を受けないこと。又は計測制御系からの情報を受ける場合には、計測制御系の故障により、デジタル安全保護系が影響を受けないよう措置を講ずること。」
2	第35条 (安全保護装置) 解釈 4 (4)	(4) JEAC4620の4. 5及び解説-6の適用に当たっては、(省略)。 <u>デジタル安全保護系及び計測制御系の伝送ラインを共用する場合、通信をつかさどる制御装置は発信側システムの装置とすること。</u>	そもそも、従来の省令62号の解釈第22条3項及び解説第22条6項で引用されている別記-7では、左記下線部は計測制御系から安全保護系への影響波及の防止のための「仕様の例」であった。しかし、実設計においても特に用いられる「仕様の例」ではなかったため、JEAC4620策定時には記載しなかったものである。 以上のことから、本解釈において要求事項の形での記載は不要と考えるため、左記下線部を削除頂きたい。 なお、計測制御系から安全保護系への通信ラインを介しての影響波及防止の要求は、すでにJEAC4620に正しく記載されている。

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
3	第54条 (重大事故等対処設備) 解釈 3	<p>【条文】 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。 五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>【解釈】 3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。</p> <p>【参考】 設置許可基準規則(40条) 第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第43条 解釈3に係る意見と同じ内容】</p> <p>可搬型重大事故等対処設備については、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにするとともに、重大事故等対処設備の一部に影響が出る場合もあり得るが、複数個所に分散して配置することで重大事故に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計としている。現状の解釈では、重大事故等対処設備に悪影響が出ないようこの記述になっており、上記審査経験を踏まえ、重大事故等対処設備の機能に影響を与えないとの表現にして頂きたい。</p> <p>【審査実績の例】 玄海原子力発電所第3号機の工事の計画の認可について(原規規発第1708253号 平成29年8月25日) 「11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 5.1.3 悪影響防止等」に上記方針を記載。</p> <p>【解釈 見直し案】 3 第1項第5号に規定する「他の設備に対して悪影響を及ぼさない」とは、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないだけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさないことも含む。</p>

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
4	<p>第69条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p>	<p>発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料(以下「貯蔵槽内燃料体等」という。)を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。</p>	<p>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第54条 第1項、第2項に係る意見と同じ内容】</p> <p>審査において、現実的な条件として使用済燃料貯蔵槽内の制御棒の存在や燃焼に伴うウラン等の減損を考慮しており、これらの評価条件を解釈に明確化して頂きたい。</p> <p>< 審査実績 ></p> <p>大飯3, 4号の使用済燃料ピットの未臨界性評価では、燃料の燃焼度に応じた貯蔵領域を設定し燃料を管理することとしており、未臨界性評価においては各貯蔵領域に、当該領域に貯蔵できる最大反応度の燃料が全ラックに貯蔵されるという保守性を有しつつ、燃焼燃料に対しては燃焼による反応度低下効果を考慮した条件で許可を得ている。</p> <p>また高浜1, 2号の使用済燃料ピットの未臨界性評価では、制御棒の中性子吸収効果を考慮した場合の評価を実施しており、使用済燃料ピットでの燃料管理においては大飯3, 4号炉での管理条件に加え、制御棒等の有無を追加することで許可を得ている。</p> <p>実際の燃料は、燃焼に伴いウランが減損する上に、使用済燃料ピット内には実際に中性子吸収効果がある制御棒が配置されているため、適切な保守性を踏まえて考慮することに技術的問題はない、また、いずれの許可も、保安規定において燃料配置を管理することを明記しており、評価の前提条件を、運用段階で遵守しているため、燃焼度や制御棒を評価において考慮しても問題はない。</p> <p>【審査実績の例】</p> <p>大飯発電所第3号機の工事の計画の認可について(原規規発第1708254号 平成29年8月25日) 「6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1)基本設計方針 第2章 個別項目 1.燃料取扱設備」に上記方針を記載。</p> <p>【解釈 見直し案】</p> <p><u>5 第1項及び第2項の臨界防止の評価にあたっては、使用済燃料貯蔵槽内の制御棒等を考慮してもよい。また、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体は、燃焼に伴うウラン等の減損を考慮してもよい。</u></p>

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
5	(計装設備) 第73条	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。</p>	<p>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第16条第3項第2号に係る意見と同じ内容】</p> <p>『(設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。)]とあるが、明確に定義されておらず、第二条 定義に「パラメータ」を記載して頂きたい。</p> <p>なお、技術基準規則第七十三条(計装設備)に記載の「パラメータ」は、設置許可基準規則第十六条を呼び込んでいることから、併せて技術基準規則第二条へ定義を追加して頂きたい。</p> <p>【技術基準規則第2条 見直し案】 五十五 「パラメータ」とは、設置許可基準規則第二条第二項第四十二号に規定するパラメータをいう。</p>
6	第73条 (計装設備) 解釈 1	<p>第73条に規定する「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。</p>	<p>柏崎6、7号設置変更許可審査会合(H29.5.18 NRA議事録参照)にて、補助パラメータは判断基準として用いる各条文の設備とすることが記載され、認められた。 当該補助パラメータの規則要求の重複を排除し、位置づけを明確化するために、補助パラメータが73条の要求に該当しないとの除外規定を追記して頂きたい。</p> <p>【解釈 見直し案】 第73条に規定する(中略)なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。(ただし、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として監視するパラメータを除く)</p>

・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	2.2.1(2) 3.(3) 2.1.1(4)	<p>2.1 火災発生防止 2.1.1 (4) 火災区域内で水素が漏えいしても、水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように、水素を排気できる換気設備を設置すること。また、水素が漏えいするおそれのある場所には、その漏えいを検出して中央制御室にその警報を発すること。</p> <p>2.2 火災の感知・消火 2.2.1 (2) 消火設備 ① f. 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。</p> <p>3.個別の火災区域又は火災区画における留意事項 (3) 蓄電池室 ③ 換気機能の喪失時には中央制御室に警報を発する設計であること。</p>	<p>消火設備の故障警報、蓄電池室の水素検知器の警報及び換気機能故障警報の発報先は「中央制御室」となっているが、中央制御室以外でも常駐要員がおり、同等以上の保安水準をもつ場所であれば問題ないと審査で確認されていることから、中央制御室以外でも人が常駐している場所が包含される記述として頂きたい。</p> <p>【審査基準 見直し案】 2.1 火災発生防止 2.1.1 (4) 火災区域内で水素が漏えいしても、水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように、水素を排気できる換気設備を設置すること。また、水素が漏えいするおそれのある場所には、その漏えいを検出して中央制御室、又は同様な監視機能を有し監視人が常駐する場所(以下、中央制御室等)にその警報を発すること。</p> <p>2.2 火災の感知・消火 2.2.1 (2) 消火設備 ① f. 消火設備は、故障警報を中央制御室等に吹鳴する設計であること。</p> <p>3.個別の火災区域又は火災区画における留意事項 (3) 蓄電池室 ③ 換気機能の喪失時には中央制御室等に警報を発する設計であること。</p>

・実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈

No.	条一項一号等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	1. 機器及び構造物一般の場合	原子炉施設に属する機器及び構造物のうち維持規格に規定するクラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラスMC容器(鋼製)、支持構造物及び炉内構造物(炉心シュラウド及びシュラウドサポート(以下「シュラウド等」という。)並びに炉心そを除く。)については、次に掲げる方法により確認する。	<p>技術基準規則の解釈第56条の1により、重大事故等クラス1機器及び支持構造物、重大事故等クラス2機器及び支持構造物は第18条の解釈に準ずるものとされているが、維持規格の規定との関係が分かりにくいいため、重大事故等クラス1、2機器は維持規格クラス2機器を準用することを明確化して頂きたい。</p> <p>【解釈 見直し案】 原子炉施設に属する機器及び構造物のうち維持規格に規定するクラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラスMC容器(鋼製)、支持構造物及び炉内構造物(炉心シュラウド及びシュラウドサポート(以下「シュラウド等」という。)並びに炉心そを除く。)については、次に掲げる方法により確認する。 <u>なお、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器はクラス2機器の規定に準じるものとする。</u></p>
2	別紙1 非破壊試験の方法について 5. 表中の注釈(7ページ)	(注6-1)蒸気発生器(一次側)出入口管台の溶接継手において <u>外面からの超音波探傷試験とする場合には、内表面から1. の代替試験を行い、有意な信号を検知した時は「蒸気発生器一次冷却材出入口管台溶接部内表面におけるき裂等への対応について」(平成20年6月24日、平成20・06・23原院第7号)を踏まえて対応を行うこととする。</u>	<p>外面からの超音波探傷を行う場合であっても、探傷不可範囲が存在しない場合は、1. の代替試験を行う必要はない。</p> <p>1. の記載内容から、探傷不可範囲に対して代替試験を行うこととなっているが、現状の記載では、単に当該注釈のみを読むと、「探傷不可範囲の有無に関わらず内表面からの代替試験(ECT)を行わなければならない」との誤解を生むおそれがあるため下記記載案のように修正して頂きたい。</p> <p>【解釈 見直し案】 <u>…外面からの超音波探傷試験を行い、かつ探傷不可範囲が存在する場合、内表面から1. の代替試験を行い…</u></p>

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
3	別紙1 非破壊試験の方法について 5. (7ページ)	また、一次冷却材に接触する箇所の材質が600系Ni基合金である呼び径100A以上の管台とセーフエンドの溶接継手(検出限界の亀裂を想定したうえで応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策を施した部位は除く。)における上の表で規定する超音波探傷試験の検査間隔は、採用する試験方法における亀裂の検出精度を踏まえ、検出限界の亀裂を想定した欠陥評価により継続使用が許容される期間(運転年数)を求め、当該期間の1/4または7年間のいずれか短い方の期間とすること。この場合にあつては、検査間隔内の経過年に対する試験要求量の規定はしないものとする。	「応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策」とは、残留応力の除去や圧縮応力の付与等の対策をいうが、分かりやすさの観点から、WJP(ウォータージェットピーニング)やUSP(超音波ショットピーニング)の施工といった具体例を記載して頂きたい。 【解釈 見直し案】 …(検出限界の亀裂を想定したうえで応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策を施した部位 ⁽¹⁾ は除く。) 注 ⁽¹⁾ 一例として、次に掲げる対策を施した部位を含む。 ・ウォータージェットピーニング+渦流探傷試験(ECT) ・超音波ショットピーニング+渦流探傷試験(ECT)
4	別紙1 非破壊試験の方法について 5. (7ページ)	5. 加圧水型軽水炉の原子炉冷却材圧力バウンダリに対する試験の範囲、程度及び試験方法のうち、次表に規定するものについては、維持規格によらず、次表のとおりとすること。 また、一次冷却材に接触する箇所の材質が600系Ni基合金である呼び径100A以上の管台とセーフエンドの溶接継手(検出限界の亀裂を想定したうえで応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策を施した部位は除く。)における上の表で規定する超音波探傷試験の検査間隔は、採用する試験方法における亀裂の検出精度を踏まえ、検出限界の亀裂を想定した欠陥評価により継続使用が許容される期間(運転年数)を求め、当該期間の1/4または7年間のいずれか短い方の期間とすること。この場合にあつては、検査間隔内の経過年に対する試験要求量の規定はしないものとする。	「5. 加圧水型軽水炉の原子炉冷却材圧力バウンダリに対する試験の範囲、程度及び試験方法のうち、次表に規定するものについては、維持規格によらず、次表のとおりとすること。」とあるが、表中や注釈に記載された条件に合致しない場合については特に記載がなく、維持規格に従って検査を実施していることから、記載の修正をするなど明確化頂きたい。 左記のまた書きを例に、下記見直し案のように追記を提案する。 【解釈 見直し案】 (追記) なお、上の表で規定する超音波探傷試験以外の検査間隔、一次冷却材に接触する箇所の材質が600系Ni基合金ではない溶接継手(600系Ni基合金であつて検出限界の亀裂を想定したうえで応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策を施した部位を含む。)における上の表で規定する超音波探傷試験の検査間隔は、維持規格による。

・原子力発電所の竜巻影響評価ガイド

No.	条一項一 号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	<p>1.4 用語の定義</p> <p>2.1 設計対象施設 (1) 竜巻防護施設</p> <p>解説2.1 設計対象施設</p>	<p>・竜巻防護施設:「<u>基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド</u>」の耐震設計上の重要度分類におけるSクラスの設計を要求される設備(系統、機器)、建屋及び構築物等。</p> <p>・安全機能:「<u>基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド</u>」の耐震設計上の重要度分類におけるSクラスの施設に要求される機能。</p> <p>(1) 竜巻防護施設 「<u>基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド</u>」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備(系統・機器)及び建屋・構築物等とする。</p> <p>設計竜巻荷重は、基準地震動S_sによる地震荷重と同様に施設に作用するものと捉え、設計対象施設は、耐震設計上の重要度分類を引用して、耐震Sクラス施設及び耐震Sクラス施設に波及的影響を及ぼし得る施設とした。ただし、竜巻防護施設の外殻となる施設等(竜巻防護施設を内包する建屋・構築物等)による防護機能によって、設計竜巻による影響を受けないことが確認された施設については、設計対象から除外できる。</p> <p>竜巻防護施設の例としては、原子炉格納容器や安全機能を有する系統・機器(配管を含む)等が考えられる。外殻となる施設等による防護機能が期待できる設計対象施設の例としては、原子炉格納容器に内包された安全機能を有する設備等が考えられる。</p>	<p>竜巻影響評価ガイドでは、竜巻防護施設は「耐震Sクラス設備(系統、機器)、建屋及び構築物等」と定義されているが、設置許可基準規則第6条の要求は安全施設に対するものであり、設置許可基準規則と竜巻影響評価ガイドの整合が取れていない。</p> <p>竜巻影響評価ガイドにおける竜巻防護施設及び安全機能の定義を安全施設の安全重要度分類に基づく定義に修正して頂きたい。</p> <p>【ガイド見直し案】</p> <p>1.4 用語の定義</p> <p>・竜巻防護施設:安全施設のうち、安全機能の重要度を踏まえて抽出した竜巻から防護すべき構築物、系統及び機器</p> <p>・安全機能:竜巻防護施設に要求される機能</p> <p>2.1 設計対象施設</p> <p>(1) 竜巻防護施設</p> <p>安全施設のうち、安全機能の重要度を踏まえて抽出した竜巻から防護すべき構築物、系統及び機器とする。</p> <p>解説2.1 設計対象施設</p> <p>竜巻防護施設のうち、竜巻防護施設の外殻となる施設等(竜巻防護施設を内包する建屋・構築物等)による防護機能によって、設計竜巻による影響を受けないことが確認された施設については、設計対象施設から除外できる。竜巻防護施設の例としては、原子炉格納容器や安全機能を有する系統・機器(配管を含む)等が考えられる。外殻となる施設等による防護機能が期待できる設計対象施設の例としては、原子炉格納容器に内包された安全機能を有する設備等が考えられる。</p>

・原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	附属書B 石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について 1.5 判断の考え方	石油コンビナート等の火災やガス爆発の評価は、それらの影響を受けない(飛来物も含む)危険距離及び危険限界距離が確保されているかどうかにより判断する。火災とガス爆発が同時に起こると想定される場合には、より長い方の離隔距離が確保されているかどうかにより判断する。	近隣産業施設と発電所間に山などの障壁がある場合は、危険距離(熱評価)や危険限界距離(爆風圧評価)は不要と考えられるため、その旨を明記して頂きたい。 【ガイド 見直し案】 石油コンビナート等の火災やガス爆発の評価は、それらの影響を受けない(飛来物も含む)危険距離及び危険限界距離が確保されているかどうかにより判断する。火災とガス爆発が同時に起こると想定される場合には、より長い方の離隔距離が確保されているかどうかにより判断する。 <u>ただし、地形等の状況を考慮し、原子力発電所と石油コンビナート等の施設の間に障壁がある場合は、具体的な評価は不要とする。</u>

・実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド

No.	条一項一号等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	2 2.2 2.2.3 (1)BWR e.原子炉停止機能喪失	(b) 主要解析条件(「2.2.2 有効性評価の共通解析条件」に記載の項目を除く。) i. 運転時の異常な過渡変化の発生を想定する。 ii. 原子炉スクラムに失敗し、制御棒が挿入できない場合を仮定する。 iii. 原子炉の手動スクラムには期待しない。 iv. 反応度係数は、炉心サイクル寿命中の変化を考慮し、炉心のサイクル燃焼度に応じた現実的な値を設定する。	設置許可基準規則第44条の要求設備である代替反応度制御棒挿入回路(ARI)について、有効性評価では考慮しないことで審査が行われている。ガイドではこれが明確ではなく、考慮しない理由を明記して頂きたい。 【ガイド見直し案】 略 iii. 原子炉の手動スクラムには期待しない。 <u>iv. 代替反応度制御棒挿入回路には期待しない。</u> <u>v. 反応度係数は、炉心サイクル寿命中の変化を考慮し、炉心のサイクル燃焼度に応じた現実的な値を設定する。</u>
2	3. 3.2 3.2.3 (4)水素燃焼	(4)水素燃焼 b. 主要解析条件 (e) その他、評価項目に重大な影響を与える事象を考慮する。 (注)原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。	【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第37条 解釈 2-4に係る意見と同じ内容】 BWRでは、事象発生当初に格納容器内の水素濃度及び酸素濃度がドライ条件で左記の基準を超えるが、水蒸気が大量に存在するため、ウェット条件では爆轟基準に到達していない。審査では、この条件において水素爆轟が発生しないことが認められており、基準の記載を見直して頂きたい。 【審査実績の例】 柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(6号及び7号原子炉施設の変更)について(原規規発第1712272号 平成29年12月27日) 「添付書類十 7.2.4.2 格納容器破損防止対策の有効性評価」に上記方針を記載。 【ガイド見直し案】 (注)原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して13vol%以下又は酸素濃度がドライ条件に換算して5vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。 <u>ただし、ウェット条件で水素濃度が13vol%以下又は酸素濃度が5vol%以下であり、格納容器スプレイ等により水蒸気が急速に凝縮した場合を想定しても水素爆轟に至らないことが示された場合はこの限りではない。</u>

・実用発電用原子炉に係る運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	<p>3.2 有効性評価の 共通解析条件</p> <p>(1) 原子炉の運転 停止中の期間</p>	<p>原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動の過程における主発電機の併列までを、原子炉の運転停止中の期間とする。ただし、全燃料が使用済燃料貯蔵槽に取り出され、原子炉に燃料がない場合は除く。なお、原子炉の運転停止中の期間を、原子炉の圧力、温度、水位及び作業状況等に応じて適切に区分すること。</p>	<p>BWR各社とも、停止時有効性評価の評価対象を「主復水器真空破壊から制御棒引き抜き開始までの期間」としており、審査でも認められている。 ガイド記載に審査実績を反映して頂きたい。 なお、PWRについては評価対象期間を本ガイドに従い解列から並列の期間を評価対象としている。</p> <p>【ガイド 見直し案】 原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動の過程における主発電機の併列までを、原子炉の運転停止中の期間とする。ただし、<u>BWRの場合は、原子炉停止過程における復水器真空破壊の時点から原子炉起動過程における制御棒引き抜き開始の時点までを、原子炉の運転停止中の期間とする。また、全燃料が使用済燃料貯蔵槽に取り出され、原子炉に燃料がない場合は除く。なお、原子炉の運転停止中の期間を、原子炉の圧力、温度、水位及び作業状況等に応じて適切に区分すること。</u></p> <p>上記見直し案は、 原子力学会標準「原子力発電所の停止状態を対象とした確率論的安全評価に関する実施基準（レベル1PSA編）：2010」 5 プラント状態(POS)の分類 5.2 評価対象期間の設定 の記載を参考とした。</p>

・実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	4.4緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要解析	<p>(4)大気拡散</p> <p>a. 放出開始時刻及び放出継続時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する^(参5)(福島第一原子力発電所事故で最初に放出した1号炉の放出開始時刻を参考に設定)。 ・放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する^(参5)(福島第一原子力発電所2号炉の放出継続時間を参考に設定)。 	<p>(4)a.はソースタームについての記載であることから、以下の位置に移動して頂きたい。</p> <p>【ガイド 見直し案】</p> <p>4. 4 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要解析</p> <p>(1)ソースターム</p> <p>a. 大気中への放出割合 (省略)</p> <p>b. 放出開始時刻及び放出継続時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する(参5)(福島第一原子力発電所事故で最初に放出した1号炉の放出開始時刻を参考に設定)。 ・放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する(参5)(福島第一原子力発電所2号炉の放出継続時間を参考に設定)。

・基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	目次	<p>II . 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等</p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>3.3 入力津波の設定</p> <p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動、地殻変動)</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p>	<p>目次と具体的な要求項目に以下のとおり不整合がある。</p> <p>II . 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>3. 基本事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等</p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>3.3 入力津波の設定</p> <p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動、地殻変動)</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p>

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
2	2. 基本事項 2.1 基本方針の概要	<p>(表)ガイドの項目と設置許可基準規則及び同解釈の関係 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド Ⅱ 耐津波設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総則 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 目的 1.2 適用範囲 2. 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 概要 2.2 安全審査範囲及び事項 3. 基本事項 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の遡上・浸水域 3.3 入力津波の設定 3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動・地殻変動) 4. 津波防護方針 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 敷地の特性に応じた基本方針 4.2 敷地への浸水防止(外郭防護) 4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護) 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) 4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.6 津波監視 5. 施設・設備の設計の方針及び条件 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 津波防護施設の設計 5.2 浸水防止設備の設計 5.3 津波監視設備の設計 5.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項 	<p>表の項目と目次及び具体的な要求項目に以下のとおり不整合がある。また、「技術基準に関する規則の解釈」の関連記載番号の精査が必要である(工認ガイドにおける関連記載番号との整合含めて)。</p> <p>(表)ガイドの項目と設置許可基準規則及び同解釈の関係 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド Ⅱ 耐津波設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総則 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 目的 1.2 適用範囲 2. 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 概要 2.2 安全審査範囲及び事項 3. 基本事項 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の遡上・浸水域 3.3 入力津波の設定 3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動、地殻変動) 4. 津波防護方針 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1) 4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) 4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.6 津波監視 5. 施設・設備の設計の方針及び条件 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 津波防護施設の設計 5.2 浸水防止設備の設計 5.3 津波監視設備の設計 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項

No.	条一項一 号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
	記載の適正化 2. 基本方針 2.2 安全審査範囲及び事項	なお、耐津波設計に係る審査において、対象となる施設・設備の意味及び例は以下のとおりである。 ・津波防護施設、浸水防止設備：耐震Sクラス※ の施設に対して津波による影響が発生することを防止する施設・設備 例：津波防護施設として、防潮堤、盛り土構造物、防潮壁等。 浸水防止設備として、水密扉、壁・床の開口部・貫通部の浸水対策設備（止水板、シール処理）等。	誤記等については適正化することが望ましい。 なお、耐津波設計に係る審査において、対象となる施設・設備の意味及び例は以下のとおりである。 ・津波防護施設、浸水防止設備：耐震Sクラス※ の施設に対して津波による影響が発生することを防止する施設・設備 例：津波防護施設として、防潮堤、盛り土構造物、防潮壁等。 浸水防止設備として、水密扉、壁・床の開口部・貫通部の浸水対策設備（止水板、シール処理）等。 <補足> 設置許可基準規則・解釈別記3 3項第五号①参照
3	3. 基本事項 3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	(3) 敷地周辺の <u>人工</u> 構造物（以下は例示である。）の位置、形状等	(3) 敷地周辺の <u>人工</u> 構造物（以下は例示である。）の位置、形状等
	3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 【規制基準における要求事項等】 <u>遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。</u> ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・敷地沿岸域の海底地形 ・津波の敷地への侵入角度 ・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・陸上の遡上・伝播の効果 ・伝播経路上の人工構造物 【確認内容】 (2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に対する確認のポイントは以下のとおり。 ① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意されているか。 ② 敷地前面又は津波浸入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較し、遡上波が敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられるか。	「侵入」と「浸入」が混在している。

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
3 (続き)	3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動、地殻変動)	(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。 ⑥ 広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。	(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。 ⑥ 広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。
	4. 津波防護方針 4.2 敷地への浸水防止(外郭防護) 4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止	【規制基準における要求事項等】 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)を特定すること。 特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。	【規制基準における要求事項等】 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定すること。 特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。 <補足> 設置許可基準規則・解釈別記3 3項第二号①参照
	4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) 4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。 ③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考慮されていること。	(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。 ③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考慮されていること。 <補足> 来襲と襲来が混在(他の箇所にもあり)。襲来が多く使用されている。
	5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項	(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。 ① 津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。 a) …… b) …… 上記b)の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。	(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。 ① 津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。 a) …… b) …… 上記b)の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設定に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。
	5.4.2 漂流物による波及的影響の検討	【規制基準における要求事項等】 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。 上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。	【規制基準における要求事項等】 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。 上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。 <補足> 設置許可基準規則・解釈別記3 3項第五号⑥参照

No.	条一項一号等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
4	5.1 津波防護施設の設計	<p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。</p>	<p>2018年5月23日に開催された原子力規制委員会の資料3「技術情報検討会の最近の運営状況等について(報告)」の別紙「審査経験から得られた検討すべき事項」によれば、「動的な津波防護施設と安全機能に係る要求事項について」は、解釈(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈)が「見直し対象となる規制基準類等(案)」となっている。しかし、当該解釈の最新版には未反映であることから、反映して頂きたい。</p> <p>【ガイド見直し案】 (追加)</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>【確認内容】</p> <p>(3) 津波防護施設が、外部入力(電源等)により能動的に動作する機構を有する場合は、多重性又は多様性及び独立性が確保できる設計方針であることを確認する。</p>

・耐震設計に係る工認審査ガイド

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	1.3 本ガイドの適用に当たっての留意事項	<p>⑧JEAG4601以外での適用実績のある耐震設計に関連した規格及び基準等を以下に示す。 ・建築基準法・同施行令 (以下、省略)</p>	<p>「耐震設計に係る工認審査ガイド」には、「ガイド作成時点で適用実績のある耐震設計に関わる規格及び基準の規定、並びに既往の研究成果等(以下「規格及び基準等」という。)について適用可能なものを示した。」と記載してある。 これまでの工認では、ガイドに記載されている規格及び基準のほかでも、審査実績のあるものも増えていることから、追記して頂きたい。</p> <p>【ガイド 見直し案】 (追記する規格及び基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル((社)土木学会 2005年改定) ・道路橋示方書(I 共有編・IV 下部構造編)・同解説((社)日本道路協会、平成24年3月) ・各種合成構造設計指針・同解説((社)日本建築学会 2010年改定) ・震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針((財)日本建築防災協会 2001年改定)

・耐津波設計に係る工認審査ガイド

No.	条一項一 号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	4. 津波防護施設に関する事項 4.3 荷重及び荷重の組合せ 【参考規格・基準類】	① 津波荷重 ・漂流物による荷重(衝突力)は、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン(案)」等を参照し、対象漂流物質量や寸法、喫水(海水面から対象漂流物の下端までの深さ)を基にして算出されていることを確認する。 13) 防波堤の耐津波設計ガイドライン(案)(国土交通省港湾局、2013年) 14) 津波漂流物対策施設設計ガイドライン(案)(沿岸技術研究センター、寒地港湾技術研究センター、平成21年)	参考規格・基準類の最新化を図ることが望ましい。 ① 津波荷重 ・漂流物による荷重(衝突力)は、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」等を参照し、対象漂流物質量や寸法、喫水(海水面から対象漂流物の下端までの深さ)を基にして算出されていることを確認する。 13) 防波堤の耐津波設計ガイドライン(国土交通省港湾局、2013年) 14) 津波漂流物対策施設設計ガイドライン(沿岸技術研究センター、寒地港湾技術研究センター、平成26年)
	記載の適正化 3. 津波防護設計に関する事項 3.1 基本事項 3.1.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	【確認内容】 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を確認する。 (3) 敷地周辺の人口構造物(以下、例示)の位置、形状等	誤記等については適正化することが望ましい。 【確認内容】 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を確認する。 (3) 敷地周辺の人工構造物(以下、例示)の位置、形状等
2	3. 津波防護設計に関する事項 3.1 基本事項 3.1.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動、地殻変動)	(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。 ⑥ 広域的な余震変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。	(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。 ⑥ 広域的な余震変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。
	3.3 敷地への浸水防止(外郭防護1) 3.3.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止	【規制基準における要求事項等】 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)を特定すること。 特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること	【規制基準における要求事項等】 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定すること。 特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。 <補足> 設置許可基準規則・解釈別記3 3項第二号①参照

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
2 (続き)	3.5 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) 3.5.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	(1)津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下のような安全側の想定を実施していることを確認する。 ③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し <small>の来襲</small> が考慮されていること。	(1)津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下のような安全側の想定を実施していることを確認する。 ③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し <small>の襲来</small> が考慮されていること。 <補足> 来襲と襲来が混在(他の箇所にもあり)。
	3.7 津波防護施設、浸水防止設備の設計・評価に係る検討事項 3.7.1 漂流物による波及的影響の検討	【規制基準における要求事項等】 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。 上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設、浸水防止設備への影響防止措置を施すこと。	【規制基準における要求事項等】 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。 上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置または津波防護施設、浸水防止設備への影響防止措置を施すこと。 <補足> 設置許可基準規則・解釈別記3 3項第五号⑥参照
	4. 津波防護施設に関する事項 4.1 津波防護施設の設計方針	【確認内容】 津波防護施設の種類、設置位置及び仕様に係る確認内容を以下に例示する。 ② 設置位置 ・設置位置については、津波遡上解析や現地の津波痕跡データ等を基にして、津波が遡上する可能性のある位置に設定されていることを確認する。	【確認内容】 津波防護施設の種類、設置位置及び仕様に係る確認内容を以下に例示する。 ② 設置位置 ・設置位置については、津波遡上解析や現地の津波痕跡データ等を基にして、津波が遡上する可能性のある位置に設定されていることを確認する。 <補足> 他の箇所でも遡上の記載あり
	4.3 荷重及び荷重の組合せ	【確認内容】 ① 津波荷重 c)津波伝播及び遡上解析結果を踏まえ、実状に応じて引き波による荷重を考慮していることを確認する。なお、荷重の検討にあたっては、引き波の流下方向、速度に加え、流下方向における地形・人工物の背後側の渦巻き流及び、滞留による影響や人工物前面の洗掘による影響も考慮すること。	【確認内容】 ① 津波荷重 c)津波伝播及び遡上解析結果を踏まえ、実状に応じて引き波による荷重を考慮していることを確認する。なお、荷重の検討にあたっては、引き波の流下方向、速度に加え、流下方向における地形・人工物の背後側の渦巻き流及び、滞留による影響や人工物前面の洗掘による影響も考慮すること。

・発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド

No.	条一項一号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	4.4 実用炉則第3条第1項第6号の「発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項」に係る記載 (3)	「周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果」については、その内容が設置許可基準規則に適合していることを判断するために必要な事項を記載することとする。例として以下を記載することとする。 (省略) ・設置許可基準規則第29条(工場等周辺における <u>直接ガンマ線等からの防護</u>)への適合性	平成31年4月2日の設置許可基準規則改正により、第29条は「工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護」から「工場等周辺における <u>直接線等からの防護</u> 」に変更となっており、記載を適正化して頂きたい。

・発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド

No.	条一項一 号 等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
1	<p>2. 工事の計画の認可及び届出手続の範囲 (1) 工事の種類 3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事 D. 修理 b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事</p>	<p>以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。 ・名称のみを変更するもの。 ・JIS規格等の呼称変更により工事計画に記載されている材料と呼称は異なるものの同等の仕様の材料を使用するもの。 (例) ・SUS27 → SUS304 ・SUS32 → SUS316 ・STPT42 → STPT410 ・STPG42 → STPG410 ・SS41 → SS400 ・SI単位の導入により単位を変更するもの(単位換算に伴う数値の端数処理を含む。) ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続きを行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手続き対象外となっていて、かつ要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。</p>	<p>過去に別表第二および工認ガイドが改正された際には、改正により、新たに要目表対象となった設備であっても、再稼働プラントは別表改正前の技術基準規則、未稼働プラントは省令62号で従前から設計・設置されている設備については、要目表の変更前に記載している。(これは、NRAと合意している。)</p> <p>例えば、平成28年には別表第二が改正され、残留熱除去設備の安全弁及び逃がし弁が要目表対象となったが、同系の安全弁は、平成28年以前の省令に基づき設計・設置していたものであり、クラスアップもしていないため、要目表の変更前に記載している。</p> <p>別表改正や工認ガイド改正で、新たに要目表対象となっただけの設備の扱いが記載されていないため、工認ガイドに明確化することを要望する。 (事業者としては、明確化されることで、不要な申請、使用前事業者検査の実施を避けることができる。)</p> <p>【ガイド見直し案】 2(1) 工事の種類 以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。 (略) ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続きを行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手続き対象外となっていて、かつ要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。 <u>また、既に技術基準規則(従前の技術基準含む)に基づき設計・設置されている設備のうち、別表第2改正により新たに要目表の記載が必要となった設備について工事計画の手続きを行う際には、当該設備の内容を変更前の設備状況として記載する。</u></p>
2	<p>2. 工事の計画の認可及び届出手続の範囲 (2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (個別機器等事項) C. 安全弁及び逃がし弁</p>	<p>通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p>	<p>安全弁の対象については、平成28年7月の別表・工認ガイド改正に併せて、事業者にて『対象設備の選定フロー』を作成し、NRAへ説明している。</p> <p>このフローの中では、工認ガイドの要求にプラスして、保守／点検時にのみ機能を期待する安全弁を除外する例が明記されており分かりやすく、不要な安全弁の申請を避けることが期待できることから、工認ガイドに記載することを要望する。</p> <p>【ガイド見直し案】 2(2)2)C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいい、保守／点検時のみに機能を期待する安全弁又は逃がし弁は対象外とする。</p>

No.	条一項一号等	現状の記載	事業者意見・提案 (修正案及び理由)
3	<p>2. 工事の計画の認可及び届出手続の範囲 (2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (個別機器等事項) M. 原子炉格納施設</p>	<p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、一次冷却材喪失時や重大事故時の対処等のために、原子炉格納容器内、原子炉建屋内又は二次格納施設内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し、放射性物質の閉じ込め機能を維持し、大気への放射性物質の放出を抑制するための設備(原子炉格納容器安全設備に属するものを除く。)とし、加圧水型発電用原子炉施設のアイスコンデンサ型原子炉格納容器を設置している施設での原子炉格納容器水素再結合装置を含むものとする。</p>	<p>東海第二の工認において、当初、窒素ガス代替注入系を、不活性ガス系と同様に原子炉格納施設のうち『原子炉格納容器調気設備』として申請をしていた。 (窒素ガス代替注入系は、窒素ガスを原子炉格納容器に封入する機能を有することから、不活性ガス系と同じと考えていた)。</p> <p>しかし、NRA審査において、『原子炉格納容器調気設備』とした場合、別表第二において圧縮機の項目がないため、窒素ガス代替注入系の主要設備である窒素供給装置(圧縮機)が要目表対象とならないことから、コメントを受け、別表第二において圧縮機の項目のある、原子炉格納施設の『放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備』に区分することとなった。</p> <p>現状、窒素ガス代替注入系については、工認ガイドにおける『放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備』の『可燃性ガスの濃度を低減し』の記載が、窒素ガス代替注入系にも当てはまると解釈しているが、はっきりと読み取れないため、明確化を要望する。</p> <p>また、工認ガイドにおける『原子炉格納容器調気設備』については、どのような設備が該当するかという解釈が記載されていないため、不活性ガス系が該当するとの解釈を追加し、明確化を要望する。</p> <p>【ガイド 見直し案】 2(2)2)M. 原子炉格納施設 (追記) 原子炉格納容器調気設備については、通常時に原子炉格納容器内に不活性ガスを充てんすることにより、水素濃度及び酸素濃度を可燃限界未満に保つための設備とする。</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備(見直し案1) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、……原子炉格納容器水素再結合装置及び圧力逃がし装置内の可燃性ガス濃度を低減する設備を含むものとする。</p> <p>又は、</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備(見直し案2) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、一次冷却材喪失時や重大事故時の対処等のために、原子炉格納容器内、原子炉建屋内、二次格納施設内又は圧力逃がし装置内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し……</p>